**３　法の適用を受ける港湾労働者　　　　　　 　（法第２条第４号関係）**

（１） 港湾労働者とは

法の適用を受ける「港湾労働者」とは、３～５ページで説明した港湾運送の業務に直接従事する労働者（船員職業安定法第６条第１項に規定する船員を除く）をいいます。

■ 港湾労働者の範囲（例示）

| 業務の種類 | 区　　分 | 港湾労働者に該当する者 |
| --- | --- | --- |
| 船内荷役 | 船内基幹労働者 | 〇デッキマン  通常ギャング又はハッチの責任者であり、現場監督の指揮監督を受けて、甲板で船倉の状況を監督しながら、ウィンチマン、ハッチマンを指揮監督して、貨物の積卸作業を安全かつ能率的に進めるための職務を行う労働者  ○ウィンチマン  本船についている起重機（クレーン）又は巻揚機（ウィンチ）をデッキマンの指揮により運転操作して貨物の積卸作業を行う労働者 |
| 船内一般労働者 | ○船倉又は「はしけ」内において、モッコ、ワイヤー、バケット等により貨物の積卸作業を直接行う労働者 |
| 沿岸荷役 | ギャング責任者等 | ○現場の１個作業班の責任者であり、現場監督の指揮監督を受け、ギャングの作業遂行を指揮監督する組長、世話役等と呼ばれる労働者  ○ギャング責任者の補佐的職務を行い、作業単位が細分化される場合、その責任者となる小頭、副小頭等と呼ばれる労働者 |
| 沿岸荷役機械運転手 | ○起重機、巻揚機、フォークリフト等の運転に従事する労働者 |
| 沿岸一般労働者 | ○水揚げ、横持ち、袋詰め等の沿岸荷役作業に直接従事する労働者 |
| はしけ運送 | はしけ船夫 | ○はしけに乗り組み、「はしけ」の維持管理、貨物の積卸しのための「はしけ」の準備、積荷の保管等の職務を行う労働者  ※「はしけ」には独行はしけを含む。 |
| 汽　艇　員 | ○引船、独航はしけに乗り組む労働者で、船員職業安定法第６条第1項に規定する船員以外の者 ※船員法施行規則第４章の規定により船員手帳の交付を受けている者であっても、船員法第１条第２項に規定する引船、独航はしけに乗り組むため、船員職業安定法第６条第１項に規定する船員でない者が存在する。 |
| いかだ運送 | いかだ労働者 | ○現場監督の指揮監督を受けて、「いかだ」の編成、解体、航行中の保守等の作業を直接行う労働者 |
| 船舶貨物  整 備 業 | 基幹労働者 | ○デッキマン及びウィンチマン（船内基幹労働者に準ずる） |
| 一般労働者 | ○現場監督の指揮監督を受けて、貨物の位置の固定、積載場所の区画、荷造り、荷直し又は船倉の清掃を行う労働者 |
| 倉庫荷役 |  | ○港湾倉庫における荷役作業（倉庫への搬出入・荷捌き等）を行う労働者 ※ラベル貼り、検品等の作業については、その呼称ではなく、作業実態を個別に調査した上で、その作業については倉庫荷役に該当しないと限定的に判断できる場合もある。 |

（２） 港湾労働者とならない者

次に掲げる者は、港湾運送の事業に使用される労働者であっても、港湾労働法上の「港湾労働者」には含まれません。

① 事務所に使用される事務・技術の職員

② 現場職員（作業全般の企画に関する事務、貨物の荷主からの受取り又は荷主への引渡し、荷役機械の保守管理の業務、事務所と作業場との連絡等の業務に従事する労働者等）

-9-

**■ 港湾労働法の適用を受ける行為 （イメージ図）**

**筏**



**木材専用船**

**本船**

**本船**

**艀**

**本船**

**はしけ運送**

**いかだ運送**

**船内荷役**

**沿岸荷役**

**水面貯木場**

**倉庫山側荷役**

**倉庫海側荷役**

**海貨上屋**

**C・Y（コンテナヤード）**

**上屋**

**港湾倉庫**

**内陸倉庫**

**陸上運送による横持ち**

**陸上運送**

**荷捌き**



**冷蔵（冷凍）室**

**適用除外**

**低温荷捌き場**

**倉庫荷役**

**適用除外**

**倉庫荷役**

**荷捌き場**



**倉庫荷役**



**バンニング沿岸荷役**

**冷蔵倉庫における作業の適用除外**



-10-